

特別支援教育就学奨励費について

大阪府立西淀川支援学校 事務室

【就学奨励費とは】

支援学校に就学する児童生徒の保護者等の経済的な負担を軽減し、就学を奨励するため、その負担能力の程度に応じて就学に必要な諸経費が支給されます。これを就学奨励費といいます。

【支給基準（支弁段階）】

各ご家庭の収入状況・家族構成等により、支弁段階が決定されます。

支弁段階は、下記のとおり、3つの段階があり、段階によって支給対象経費と支給割合が決まります。

【第1段階】 ……すべての経費が全額支給。

【第2段階】 ……下記経費のみ全額支給。その他の対象経費は半額支給。

但し、オンライン学習通信費は支給されません。

(小学部) 「通学費」「交流学习交通費」

(中高等学部) 「通学費」「職場実習交通費」「交流学习交通費」

(中高等学部4～6年) 「教科用図書購入費」「ICT機器購入費」

【第3段階】 ……下記経費を除き支給されません。

(小学部・中高等学部) 「通学費」全額支給 「交流学习交通費」半額支給

(中高等学部) 「職場実習交通費」半額支給

(中高等学部4～6年) 「教科用図書購入費」「ICT機器購入費」全額支給

【就学奨励費の支給方法】

各金融機関の預金口座（保護者等名義の指定口座）に振込みます。

【就学奨励費が支給される時期】

1年間を6回に分けて次のように支給する予定です。

第1期（4～6月分）…7月末頃

第2期（7月分）…9月末頃

第3期（9・10月分）…11月末頃

第4期（11月分）…12月下旬頃

第5期（12・1月分）…2月末頃

第6期（2・3月分）…4月上旬頃

支給対象経費

経 費	支 給 内 容	支 給 予 定 額	
新入学児童生徒 学用品・通学用品 購入費	新入学のために必要な学用品、通学用品の 購入費	小1	51,110円以内の実費
学用品・通学用品 購入費	就学・通学のために必要な学用品、通学用品 の購入費	小 中高1～3 中高4～6	11,640円以内の実費 22,740円以内の実費 32,270円以内の実費
校外活動等参加費 (本人)	学校外で行われる学校行事としての活動(宿 泊学習を含む)の参加・付添いにかかる交通費 ・宿泊費・見学料等の経費	小 中高1～3 中高4～6	18,580円以内の実費 24,660円以内の実費 24,820円以内の実費
校外活動等参加費 (付添人)		小 中高1～3 中高4～6	27,870円以内の実費 36,980円以内の実費 37,220円以内の実費
修学旅行費 (本人)	修学旅行への参加・付添いにかかる交通費・ 宿泊費・見学料等の経費 (小・中高1～3・中高4～6で各一回のみ支給)	小 中高1～3 中高4～6	21,580円以内の実費 57,720円以内の実費 107,810円以内の実費
修学旅行費 (付添人)		小 中高1～3 中高4～6	33,730円以内の実費 82,850円以内の実費 155,760円以内の実費
職場実習宿泊費	中高等学部4～6年生が、学校の教育計画に 基づいて参加する職業教育実習にかかる宿泊費	中高4～6	7,520円以内の実費
職場実習交通費	中高等学部の生徒が、学校の教育計画に基づ いて参加する職業教育実習にかかる交通費	中高	学校から事業所等までの 最も経済的な通常の経路 ・方法による往復の実費
交流学習交通費	児童・生徒が学校教育の一環として、小・中 ・高等学校または特別支援学校の児童・生徒 と集団活動を行う交流・共同学習(学校行事 ・学習等)の参加に必要な交通費	全	学校から交流・共同学習を 行う場所までの最も経済的 な通常の経路・方法による 往復の実費
通学費(本人)	通学に要する交通費 (障がいの特性等を考慮し、学校長が認めた 場合は自家用車利用含む)	全	最も経済的な通常の経路・ 方法による通学の交通費
通学費(付添人)	児童・生徒が自力通学する場合の付添いにか かる交通費(通勤途上の付添いは対象外)		※ガソリン代→1kmで7円 (令和3年度)

経 費	支 給 内 容	支給予定額
教科用図書購入費	中高等部4～6年で教科用図書として使用される教科書の購入費	中高4～6 学校で使用する教科書の 実費
学校給食費	学校給食費	全 学校で実施する給食の 実費
ICT機器購入費	学校長が教育課程上必要と認め、学校の授業において使用するICT機器（PC、タブレット端末、アプリケーションなど）の購入費及び修理代	中高4～6 50,930円以内の実費
オンライン学習 通信費	ICTを通じた教育が、学校長・教育委員会が正規の教材として指定するものにより提供される場合のオンライン学習に必要な通信費（通信機器の購入・レンタルに係る費用含む）	全（第1段階のみ） 14,000円以内の実費

- ① 年度途中で限度額が変更されたときは、支給額を調整する場合があります。
- ② 生活保護を受給されている方には、新入学児童生徒学用品・通学用品購入費は支給できません。
また、学用品・通学用品費、給食費用を生活保護費から支給されている方は、就学奨励費受給額を『所得』として取り扱われ、生活保護支給額で調整されることとなりますので、後日、生活保護担当部署に申告するようにしてください。
- ③ 医療的ケアが必要なために通学バスに乗車できない児童生徒の、通学でのタクシー利用については事前に必ず学校へご相談ください。

受給のために必要な書類

就学奨励費受給の手続きには、下記①～⑧の書類が必要です。

提出依頼文書が配付されましたら、期日厳守での提出をお願いいたします。（受給の遅れにつながります。）

①「児童生徒基本報告書」

前年の12月31日現在の住所及び世帯の状況等を記入します。

……新転入生は、入学説明会の前に配付します。

②「口座振替（登録・変更・廃止）依頼書」

……支給される就学奨励費を、口座振替で受給するための書類です。

③「課税（所得）証明書」

……支弁段階を決定するために、世帯の所得状況を確認する書類です。

※ 大阪市内在住の方は「課税（所得）証明書交付申請書 兼 委任状」を提出いただくと、学校が代理で申請手続きをします。

（大阪市以外に在住されている扶養親族等がおられる場合は、各世帯で課税（所得）証明を取得してください）

③「個人番号（マイナンバー）利用同意書」・マイナンバーカードの写し等

……支弁段階を決定するために、マイナンバーを利用して世帯の所得状況を確認します。

※ 一度登録すると、世帯状況に変更がない限り、次年度以降書類提出の必要がありません。

※こちらを提出してください

④「生活保護適用証明書」 ※生活保護を受給されている方

……課税（所得）証明書に代え、こちらを提出してください（各区保健福祉センター発行）。

⑤「一部辞退届」 ※就学奨励費受給を辞退される方

……就学奨励費の受給を辞退する場合は、用紙をお渡ししますので事務室までご連絡ください。

※ ただし、教科用図書購入費、交通費（本人経費）は支給されます。

⑥「通学届」 ※通学費支給の対象となる方

……通学経路で、交通費の必要な区間がある場合や、障がいの特性等により学校やスクールバスの停留所まで自家用車の使用が必要な場合に提出していただきます。

（電車通学の場合は、定期券のコピー又は発行証明書を提出してください。）

※ 各学級の担任に通学の実態を調査し、該当される方に用紙を配付します。

⑦「購入物品申立書」

新入学児童生徒学用品・通学用品購入費

……新入学にあたって通常必要となる学用品・通学用品の購入費用について、
4月以降に購入したものが支給対象となります。

(入学以降に使用することを説明できる場合に限り、2月以降に購入したのも支給対象となります。)
領収証書(レシート)等と申立書の提出により、限度額内で支給されます。



※ 生活保護法に基づく、生活扶助の入学準備金の支給を受けられた方は、支給対象外です。

学用品・通学用品購入費

……就学のため通常必要となる学用品・通学用品の購入費用について、
4月以降に購入したものが支給対象となります。

(4月以降に使用することを説明できる場合に限り、3月以降に購入したのも支給対象となります。)
領収証書(レシート)等と申立書の提出により、限度額内で支給されます。



6月、9月、1月の計3回、申立書の用紙を配付する予定です。

注) レシート等の提出がない場合は支給できないことがあります。提出まで大切に保管してください。
就学のために必要なものが支給対象となり、家庭生活と併用するものは支給対象外となります。
対象の物品につきましては、学用品等購入費 対象品一覧表をご確認ください。

就学奨励費に関するお問い合わせは、事務室まで ☎ 06-6475-2560